



## Vol.96

弁護士 向井 蘭  
狩野・岡・向井法律事務所

### ★裁判所とパワハラ加害者について

パワハラを巡るトラブルがマスコミなどで報道されることが増えていますが、裁判所がパワハラについてどのようなスタンスで判断しているかはあまり報道されません。

裁判所のパワハラに対する考え方は、少し世間の常識と異なるかもしれません。

結論から申し上げますと、裁判所はパワハラ加害者に対する処罰は慎重に判断する(もしくはパワハラ加害者に優しい)という印象を受けます。

ある裁判例(T大学事件 東京地裁 平成27年9月25日)を読んで私も驚きましたので、御紹介したいと思います。

優越的地位にある准教授の原告 X (他の教授 Y の支持を得ていたそうです) が同僚の准教授 A に対し、

#### 1 暴力行為

X は A と議論をして、激昂した際、A にお茶もしくは水をかけた(A によれば、鍵や他の物を投げつけられたりしたことが日時は特定できないが複数あるとのこと。X は Y に対しても物を投げることがありました)。

#### 2 誹謗中傷

入試問題検討の席などで、X は A に「あんたはバカなんだから」、「あんたは実力がない」、「あんたなんかいなくていい」などに類する発言を度々行なった。

#### 3 体調不良

X の度重なるパワハラで A の体重が十数 kg 落ちた(ただし、裁判所はパワハラと体重減少との間に客観的な裏付けはないとされています)。

#### 4 昇格辞退の強要

数回に渡って、X は A に対し、教授昇格の話があっても教授昇格を断るよう強要した。

#### 5 証拠隠滅行為

大学のパワハラ調査に対し、A に「X のパワハラはなかったと言え」との証拠隠滅行為を行なった。

また他の大学職員に対し、

#### 6 個人情報の開示強要

新しく採用される予定の専任講師の履歴書を見せるよう強要した(X に採用権限はなく、採用審査にも加わっていなかった)。

#### 7 土下座の強要

X の駐車スペースに大学職員が無断で駐車したことに腹を立て、大学職員を土下座させた(この点は懲戒処分の対象とはなっていません)

大学は X の 7 の土下座の強要を除く、これらの行為について、二ヶ月間の出勤停止処分を行いました。二ヶ月というのは確かに長いのですが、懲戒解雇を行なっているわけではありません。

ところが裁判所は、

1の暴行行為、2の誹謗中傷については、Aが温厚な性格で「少なくとも外見的には原告らと良好な人間関係を保っていたといえる」ため「深刻な被害感情を抱えていることにまで思いが至らなかったとしてもやむを得ない面があり、」

4の昇格辞退の強要については、「上記各言動のあった当時、原告X及びA准教授は既に平成24年度の教授昇任の人選からはずれており(前記認定事実(6))、翌年度以降に両名が改めて候補者となる可能性が残るとはいえ、近接した時期にAが教授昇任の候補となる可能性は乏しく、教授の人選に具体的な影響が及ぶ可能性は小さかったことが指摘できる。」

5の証拠隠滅については、「原告らは、ハラスメントを申し立てている当事者であるという認識の下にAに働きかけたわけではないし、その際の会話の内容(乙3)をみても、原告らの側に強要・威迫に類する言動がなかったことはもちろん、その要求もさほど執拗なものではないことを勘案すれば、その態様が悪質で強い非難に値するとまではいい難い。」

6の個人情報の開示強要については、「比較的近時の出来事であるにもかかわらず、E課長補佐の当初のハラスメント申立ての対象とはされておらず、原告Xが執拗に開示を求めた経緯までは認められるものの、要求がどの程度強いものであったか、Eが実際に圧迫を感じていたか、強要という

評価に値するものであったかについては疑問も残る。Eにおいても職務違反という明確な意識がなかったからこそ、強く抵抗することなく開示に応じ、当初のハラスメント申立ての対象にもしなかった可能性を指摘できるところである。」

と述べたうえで、「停職期間中の給与支払の停止、これに伴う賞与の減額分を合わせると、原告Xの被る損失は189万3028円にも達するものであり、こうした事情も踏まえるならば、約2か月の停職は原告X懲戒理由〔1〕(ア)と均衡を欠いた不相当なものといわざるを得ない。」として、長期の出勤停止行為は行き過ぎた懲戒処分であると判断しました。

高いモラルが求められる大学准教授という立場であるにもかかわらず、Xは暴行罪、強要罪、刑事事案であれば証拠隠滅罪に該当する様な行為を度々繰り返していました。しかし、裁判所は労働者というだけで保護してしまいます。

私は解雇にならないだけでもよかったのではないかと思うのですが、判決文を読んだ限りではXは何ら反省の弁も述べていません。

パワハラに関して懲戒処分を行う場合は、慎重な判断が必要となります。

お気軽にご相談下さい (10:00~17:00)

狩野・岡・向井法律事務所

TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982